

陳 情 文 書 表  
(令和元年第2回定例会)

陳 情 第 6 号	平成31年3月7日受理
付 託 委 員 会	文教経済常任委員会
件 名	八千代市ポイ捨て防止に関する条例の一部改正に関する件
陳 情 要 旨	<p>八千代市ポイ捨て防止に関する条例が平成10年7月1日から施行。第1条から第10条まで規定されているが、以下3点を規定するよう要望します。</p> <p>第1条 駅前（半径1km以内）駐車場の敷地へのポイ捨て等は、土地所有者又は不動産管理者らが清掃活動を行うよう努めること。</p> <p>第2条 U字溝のポイ捨てごみ等（青葉・枯れ葉も含む）は、市民と市が清掃活動を行うよう努めること。</p> <p>第3条 集合住宅の敷地内のポイ捨てごみ等は、土地所有者、不動産管理者又は住居者らが清掃活動を行うよう努めること。</p>